

人発1第214号
38. 9. 11
一部改正 人1第71号
15. 1. 6
防人計第354号
19. 1. 9
防人計第8444号
19. 8. 31
人計第3780号
20. 3. 26
防人計第7865号
26. 5. 30
防人計第15282号
27. 10. 1

各 幕 僚 長
統 合 幕 僚 会 議 議 長 殿
各 附 属 機 関 の 長
防 衛 施 設 庁 長 官

人 事 局 長

人事発令の際の現職欄の記載要領

長官が行う人事発令の際の現職欄の記載要領（辞令書を用いる場合を除く。）について、昭和38年10月1日以降、下記の要領で行われることになりましたので、通知します。

記

- 1 自衛官にあっては昇任及び降任、自衛官以外の隊員にあっては昇格及び降格の場合
 - (1) 職名により防衛大臣補職されている自衛官（1佐職に補職されている2佐を除く。）又は防衛大臣を任免権者とする自衛官以外の隊員については、その職名を記載する。
 - (2) (1)以外の者については、その者の属する部隊等の名称を次の例により、記載する。
 - ア 防衛省本省の内部部局にあっては、大臣官房又は各局名
 - イ 防衛省本省の施設等機関にあっては、施設等機関名
 - ウ 幕僚監部にあっては、幕僚監部名
 - エ 統合幕僚監部、情報本部又は統合幕僚学校にあっては、統合幕僚監部、情報本部又は統合幕僚学校
 - オ 防衛監察本部にあっては、防衛監察本部
 - カ 地方防衛局にあっては、地方防衛局名
 - キ 方面総監部又は地方総監部にあっては、方面総監部名又は地方総監部名
 - ク 共同の部隊又は共同機関にあっては、共同の部隊又は共同機関名。ただし、「自衛隊」を冠しない。

ケ 分校、支処等にあつては、本校、本処等名

コ 防衛装備庁にあつては、防衛装備庁

- (3) 陸、海、空の機関については、「陸上自衛隊」、「海上自衛隊」及び「航空自衛隊」を冠しない。ただし、事務官等の場合にあつては、この限りでない。
- (4) 兼補は、記載しない。
- (5) 部隊等付を命ぜられている者については、「付」を記載しない。
- (6) 特別昇任の場合にあつては、補職の場合に準ずる。

2 自衛官にあつては補職、自衛官以外の隊員にあつては昇任、降任、転任又は併任の場合

- (1) 防衛大臣が行う人事発令に係る補職（兼補を含む。）又は現に任命されている官職を記載する。
- (2) 2佐を1佐職に補職する場合にあつては、当該2佐の補職発令の職名又は部隊、部課室等を記載する。
- (3) 陸海空の機関については、前記1(3)と同じ。
- (4) 共同の部隊又は共同機関については、「自衛隊」を冠しない。
- (5) 同一部隊等における兼補の「同校」、「同処」等は記載しない。
- (6) 部隊等付を命ぜられている者については、「付」を記載する。

3 事務取扱若しくは代理を命じ又は解く場合

- (1) 自衛官にあつては補職、自衛官以外の隊員にあつては昇任、降任、転任又は併任に準じる。
- (2) 「何々事務取扱」又は「何々代理」は、すべての場合において記載しない。

4 異任の場合

自衛官にあつては補職、自衛官以外の隊員にあつては昇任、降任、転任又は併任に準ずる。

5 転官の場合

自衛官にあつては補職、自衛官以外の隊員にあつては昇任、降任、転任又は併任に準ずる。

6 休職及び復職の場合

自衛官にあつては補職、自衛官以外の隊員にあつては昇任、降任、転任又は併任に準ずる。

7 退職（出向）及び免職の場合

自衛官にあつては補職、自衛官以外の隊員にあつては昇任、降任、転任又は併任に準ずる。

8 入所、入校等及び国外出張の場合

自衛官にあつては補職、自衛官以外の隊員にあつては昇任、降任、転任又は併任に準ずる。